

総合評価落札方式競争入札技術評価基準

〔平成23年6月29日〕
総務第66号

〔沿革〕 平成23年6月29日付け総務第66号制定、平成23年9月1日付け総務第112号一部改正、平成24年8月8日付け総務第110号一部改正、平成25年3月6日付け総務第302号一部改正、平成25年12月3日付け総務第233号、平成26年3月24日付け総務第339号、平成27年3月23日付け総務第234号、平成28年3月7日付け総務第201号一部改正、平成29年6月16日付け総務第66号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、令和2年3月17日付け出総第282号一部改正、令和4年3月23日付け出総第357号一部改正、令和4年6月22日付け出総第83号一部改正、令和5年3月10日付け出総第334号一部改正、令和6年3月4日付け出総第249号一部改正

(趣旨)

第1 この基準は、総合評価落札方式競争入札実施要領（平成23年6月29日付け総務第65号。以下「実施要領」という。）の規定に基づき、技術評価の基準を定めるものとする。

(評価項目等)

第2 簡易型、標準型における技術提案評価項目の内訳、評価基準及び評価点（以下「評価項目等」という。）は、別紙1から別紙3までのおりとする。

2 入札参加資格の地域要件が県外業者の参加を可能としている工事においては、技術提案評価項目Aのうち工事箇所の振興局等管内での実績等を評価する項目について、工事箇所の振興局等管内を岩手県内と読み替えて適用するものとする。

3 高度技術提案型における評価項目等は、別紙4の例示を参考に個々の工事内容に応じ適切に設定するものとする。

(技術評価点の算定方法)

第3 各評価方法における技術評価点は、次の算定式によって算出するものとする。なお、高度技術提案型の得点は、必要に応じて工事毎に調整できるものとする。

(1) 簡易2型

技術評価点（15点）＝技術提案評価項目A（10点）×1.5

(2) 簡易1型

技術評価点（20点）＝技術提案評価項目A（10点）＋技術提案評価項目C（10点）

(3) 標準型

技術評価点（30点）＝技術提案評価項目A（10点）＋技術提案評価項目B（20点）

(4) 高度技術提案型

技術評価点（40点）＝技術提案（25点）＋技術提案に係る具体的な施工計画（10点）
＋企業、配置予定技術者の技術力（5点）

(簡易型、標準型の技術評価)

第4 簡易型及び標準型の技術提案書については、次の各号により技術提案の評価を行うものとする。

(1) 技術提案評価項目Aについては、提案者の自己評価点をもって評価とし、落札候補者決定後に当該者の自己評価点を審査する。

(2) 工事所管課等の長は、開札後に落札候補者から提出される書類により当該者の技術提案評価項目Aの審査を行うものとする。なお、申請内容に錯誤等があった場合の取扱いは、別紙5によるものとする。

(3) 技術提案評価項目B及びCの審査は、全ての入札参加者の提案について相対評価の方法により行

うものとする。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、技術評価点を0点とする。

ア 技術提案評価項目B又はCが0点と評価された場合

イ 提案枚数を超過していた場合

ウ 記入文字の大きさが10ポイント未満の場合

エ 技術提案書に付随する参考資料など、提出を求めている資料を添付していた場合

(5) 工事所管課等の長は、審査の結果について、様式第1-1-1号から第2-2号に記録し入札担当課等の長に送付するものとする。なお、開札後の審査結果については、様式第3-1-1号から第3-3-6号も併せて送付するものとする。

(高度技術提案型の技術評価)

第5 高度技術提案型の技術提案書(改善により再提出された技術提案書を含む。)については、次の各号により技術提案の評価を行うものとする。

(1) 技術提案(定性的及び定量的な評価項目)及び技術提案に係る具体的な施工計画の審査は、全ての入札参加者の提案について相対評価の方法により行うものとする。なお、提案内容が専門的知識を必要とする場合等においては、学識経験者及び公的研究機関の研究者等から助言を受けることができるものとする。

(2) 企業及び配置予定技術者の技術力の審査は、絶対評価の方法により行うものとする。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、その評価項目の評価点は0点とする。

ア 提案枚数を超過していた場合

イ 記入文字の大きさが10ポイント未満の場合

(4) 工事所管課等の長は、審査の結果について、様式第2-3号に記録し入札担当課等の長に送付するものとする。

附則(平成23年6月29日付け総務第66号)

1 この基準は、平成23年7月1日以後に公告を行う工事から適用する。

2 総合評価落札方式条件付一般競争入札技術評価基準(平成21年3月30日付け総務第1254号)は、廃止する。ただし、この基準の施行前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附則(平成23年9月1日付け総務第112号)

1 この基準は、平成23年9月26日以後に公告を行う工事から適用する。

2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附則(平成24年8月8日付け総務第110号)

1 この基準は、平成24年8月13日以後に公告を行う工事から適用する。

2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附則(平成25年3月6日付け総務第302号)

1 この基準は、平成25年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。

2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附則(平成25年12月3日付け総務第233号)

1 この基準は、平成26年1月1日以後に公告を行う工事から適用する。

2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附則(平成26年3月24日付け総務第339号)

1 この基準は、平成26年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。

2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附則(平成27年3月23日付け総務第234号)

1 この基準は、平成 27 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事から適用する。

2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附則（平成 28 年 3 月 7 日付け総務第 201 号）

1 この基準は、平成 28 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事から適用する。

2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附則（平成 29 年 6 月 16 日付け総務第 66 号）

この基準は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する。

附則（平成 31 年 3 月 28 日付け総務第 236 号）

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 2 年 3 月 17 日付け出総第 282 号）

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 4 年 3 月 23 日付け出総第 357 号）

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附則（令和 4 年 6 月 22 日付け出総第 83 号）

この基準は、令和 4 年 7 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附則（令和 5 年 3 月 10 日付け出総第 334 号）

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附則（令和 6 年 3 月 4 日付け出総第 249 号）

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。